

指定介護（予防）訪問看護 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(ア) 提供できる居宅サービスの種類

事業所名	浦安訪問看護ステーション
事業名	(介護予防) 訪問看護
所在地	千葉県浦安市富岡 4-1-10
電話番号	047-711-3911
FAX番号	047-711-3912
介護保険事業所番号	1261990092

(イ) サービス提供地域

千葉県	浦安市、市川市(行徳地区)
東京都	江戸川区 (一之江地区、小岩地区)

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(ウ) 当事業所の職員体制 (令和6年4月1日)

職名	資格	常勤(兼務)	非常勤(兼務)	合計	業務内容
管理者(所長)	看護師	1(1)名		1名	従業者及び業務の管理
看護師	看護師	6(1)名	3(0)名	9名	訪問看護の業務
	准看護師	0名	0名	0名	
療法士	理学療法士(PT)	8(7)名	4(1)名	12名	訪問看護(リハビリテーション)の業務
	作業療法士(OT)	0名	3(2)名	3名	
	言語聴覚士(ST)	0名	0名	0名	
事務員		1名	2名	3名	事務作業全般

(エ) サービスの提供時間

営業日	月～金(祝祭日を含む)
営業時間	9:00～18:00
休日	土曜日、日曜日、年末年始

2. 当事業所の訪問看護の特徴等

(ア) 運営方針

事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指して支援します。

(イ) サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し、専門的なリハビリテーション治療を行います。

○訪問看護の内容

1 病状・障害の観察	9 カテーテル等の管理	17 移乗動作練習
2 清拭・洗髪による清潔の保持	10 医師の指示による医療処置など	18 歩行練習
3 食事・排泄等 日常生活の援助	11 関節可動域練習	19 日常生活動作練習
4 服薬管理	12 マッサージ	20 発声・発音
5 褥創の予防・処置	13 ストレッチ	21 理解・表出
6 ターミナルケア	14 筋力増強練習	22 摂食・嚥下
7 認知症のある方の看護	15 起居動作練習	23 コミュニケーション
8 療養生活や介護方法の提案	16 バランス練習	24 他指示によるケア

※尚、喀痰の吸引について、理学・作業療法士および言語聴覚士による実施が平成22年以降現行法上可能となりましたが、その技術は必ずしも看護師のそれに及ぶものではないことにご留意下さい。

- (エ) 交通費 通常の訪問看護にかかる交通費は自社負担とします。
- (オ) キャンセル料
 - ・事業者に対して、利用者からの前日午後5時までに事前通達がない場合、事業者は以下に定めるキャンセル料を申し受ける。ただし利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。
 - ・介護保険に定める基本利用料の20%とする。健康保険での訪問看護利用時のキャンセル料は、介護保険での正看護師による訪問看護1時間相当の基本利用料の20%とします。
- (カ) 支払い方法
 - ・自動引き落とし（契約者の指定する金融機関から、毎月27日に引き落とします）
 - ・現金払い（毎月末日までに前月分を訪問時にお支払い下さい）
 - ・現金書留（郵便局より郵送下さい。書留手数料は利用者負担となります。）

4. サービス内容に関する相談、苦情

- (ア) 当事業所の訪問看護(リハビリテーション)サービスに関するご相談・苦情は下記にて承ります。

浦安訪問看護ステーション 電話：047-711-3911

- (イ) その他当ステーション以外に、各市区町村の相談・苦情窓口苦情を伝えることも出来ます。

浦安市	浦安市役所	047-351-1111
市川市	市川市役所	047-704-0259
江戸川区	江戸川区役所	03-5662-0309
千葉県	千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428

5. 緊急時の対応方法

- (ア) サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行ない、主治医の指示を受けて必要な対応をします。
- (イ) 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (ウ) 必要に応じて、速やかに家族、緊急連絡先、介護支援専門員及び事業所管理者に報告します。

6. 事故発生時の対応

- (ア) 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (イ) 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
- (ウ) 当法人の概要

名称	株式会社 ONE-TO-ONE	法人種別	株式会社
本社所在地	千葉県浦安市富岡 4-3-10	代表者	代表取締役 栗山 圭吾
事業の概要		事業所所在地	
指定介護 保険事業	(介護・予防)訪問看護(リハビリテーション含む)	浦安市	

7. 訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問

- (ア) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した内容（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）を看護職員と理学療法士等が共有するとともに訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成することとします。
- (イ) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し同意を得ることとします。

*上記にあたりリハビリ目的のみの訪問であった場合においても看護職員による定期的な訪問を行うこととします。

(署名欄)

令和 年 月 日

利用者（甲）と事業者（乙）とは、訪問看護サービスの利用開始にあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けたことを承諾します。

なお、利用者（甲）は前記契約 第7条の「利用者及びその家族の個人情報の使用範囲と秘密保持」の内容に同意いたします。

1 重要事項説明日

令和 年 月 日

2 契約期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 利用者（甲）

住所

氏名

印

利用者家族（代理人として選任します）

住所

氏名

印（続柄）

4 事業所（乙）

所在地

千葉県浦安市富岡 4-1-10

事業所名

浦安訪問看護ステーション

介護保険事業所番号

1261990092

印